

月形町地域公共交通の見直し検討について

1 主旨及び協議の場の設置

町内には、JRや路線バス等の公共交通が運行しているが、郊外部は交通手段やその運行が極端に少ない地域及び交通空白地域が多くあり、従前より高齢者等交通弱者の足の確保が課題となっています。

加えて、平成28年11月にJR北海道が「JR単独では維持することが困難な線区」を発表し、その中にJR札沼線（北海道医療大学―新十津川間）が位置づけられ、この線区の維持・存続が非常に不透明な状況にあります。

このような状況から全町的な地域公共交通体系の再構築が必要なため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画（公共交通網のマスタープラン）を策定することとし、この策定に向けた協議を行う場として同法に基づく法定協議会（月形町地域公共交通活性化協議会）を設置します。

2 公共交通の現状

| JR | 中央バス | しのつバス | スクールバス | ハイヤー | 福祉有償運送 |
|--|---------------------------|----------------|------------------------------|------|--------|
| 当別～新十津川方面 上り 7本 下り 8本(うち月形駅 まで2本) | 岩見沢方面 8.5往復 (土日8往復) | 新篠津方面 1.5往復 | 3路線 各路線とも 登校1便 下校3便 | 3台 | 2事業者 |

3 課題

(1) 鉄道（主なもの）

- ・ 石狩当別駅（北海道医療大学駅）での乗り換えで待ち時間が長い。
- ・ 自家用車と比べ安全・安心を差し引いても時間がかかりすぎである。
- ・ ダイヤの時間帯が悪く本数も少ない。通勤や出張での利用もしにくい。

(2) バス

- ・ 町内を循環するバスはスクールバスしかなく、住民混乗も行っているが、登下校の時間帯しか運行していないため、生活利用（買い物、病院等）しにくい。
- ・ 路線バス、スクールバスともに本数が少ない。

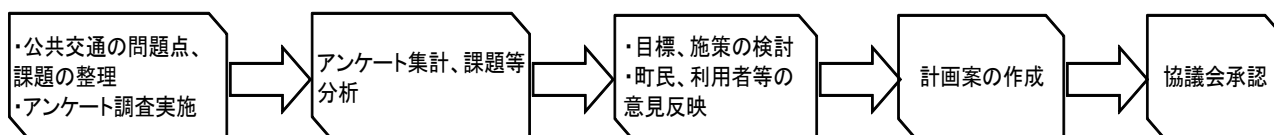
(3) その他

- ・ 鉄道・バスとも不便なため、利用が少ない。

- ・ 町内の移動は自家用車が主で、運転できない方（高齢者等）は、家族や知り合いに乗車させてもらったり、ハイヤーを利用している状況。（ぬくもり福祉券も利用）
- ※ 車が使えなくなった場合、交通が不便な場所には住めなくなると不安を抱いている方もいる。

4 課題解決に向けた協議の流れ（今後のスケジュール）

| | |
|-------------|--------------------------|
| 平成29年12月 | 月形町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定 |
| 平成30年 1月 | 委員選考・推薦依頼 |
| 2月 | 平成29年度第1回月形町地域公共交通活性化協議会 |
| 5月 | 月形町地域公共交通網形成計画策定業務発注 |
| 6月 | 平成30年度第1回月形町地域公共交通活性化協議会 |
| 7月～9月 | 各種アンケート調査実施 |
| 10月 | 平成30年度第2回月形町地域公共交通活性化協議会 |
| 10月～平成31年2月 | 月形町地域公共交通網形成計画原案作成 |
| 12月 | 平成30年度第3回月形町地域公共交通活性化協議会 |
| 平成31年 2月 | 平成30年度第4回月形町地域公共交通活性化協議会 |
| 3月 | 月形町地域公共交通網形成計画策定 |



月形町地域公共交通網形成計画を策定することによって、町の公共交通施策が明確化され、また国の交通施策に関する補助を活用することも可能

5 地域公共交通活性化協議会

(1) 所掌事務

- ① 地域公共交通網形成計画の作成及び実施に係る協議に関すること。
- ② 地域公共交通網形成計画の進行管理に関すること。
- ③ 地域公共交通網形成計画において定められた事業に関すること。
- ④ その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組として協議会が必要と認め

ること。

(2) 組織（委員構成）

- (1) 公共交通事業者等（北海道中央バス等）
- (2) 道路管理者（国道、道道、町道の道路管理者）
- (3) 公安委員会（岩見沢警察署）
- (4) 地域公共交通の利用者（2名程度）
- (5) 学識経験者（大学教授等）
- (6) 商工業、福祉及び教育に関する団体その他の関係団体の代表者又はその推薦を受けた者（月形商工会ほか）
- (7) 行政区長又はその推薦を受けた者（行政区長等2名）
- (8) 町の職員（副町長ほか）
- (9) その他町長が必要と認める者（札幌運輸支局、空知総合振興局）

(3) 委員の任期

委嘱の日から2年間

(4) 報酬・費用弁償

町条例の規定に基づき支払（報酬は会議出席1回あたり3,600円。会議時間が4時間を超えた場合は7,200円）

地域公共交通活性化協議会の協議を経て、地域公共交通網形成計画（公共交通網のマスタープラン）を策定し、町民にとって利用しやすい公共交通となるよう見直しを進めていきます